

第25回会議の議論を踏まえた論点整理

平成30年2月26日(月)
規制改革推進会議事務局

第25回会議の議論を踏まえた論点整理(三和交通の提案について)

緊急の用事によりタクシーで(ある程度大きな)荷物を運ぶ場合 (三和交通の提案:第21回会議資料より抜粋)

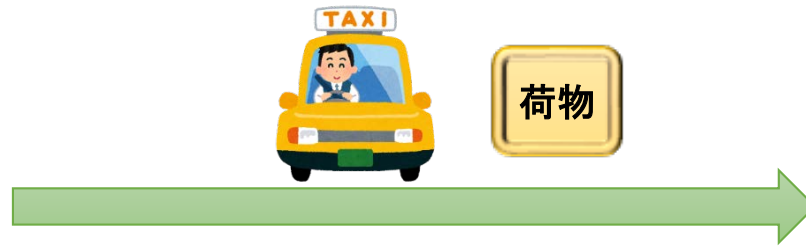
現状

往復の料金
+
往復の移動時間



タクシー便

片道程度の料金
+
移動時間なし



三和交通の提案補足(第21回議事録より)

- ・トランクに収まる量の荷物を運送
- ・後部座席には置かない

- ・客と一緒に荷物を運送しない(救援事業として実施)

- ・定期便、ルート集荷、ルート配送等はない
- ・1契約につき1回の運送

- ・タクシー事業の妨げにならない範囲で実施

国土交通省の説明(第25回議事録より)

タクシーでは座席の上に荷物を置くと、滑ったり、移動したり、もしくは運転席の下に落ちる。

客がいつ乗ってくるかわからないような車両を使いながらということになると、荷物が失われた際に誰が乗っていたのかわかりにくい。

1カ所に1つの荷物を積んでいくわけではなく、実際には細かい荷物を多数積むことになるので、荷物が区別されず混ざる。

有償性を持って、反復・継続してタクシーで荷物を運ぶから問題。

「荷物が落ちないようにトランクに収納し」、「荷物運送時には客を乗せず」、「荷物が混ざらないように1契約につき1回の運送」を、「タクシー事業の妨げにならない範囲」で行うサービス

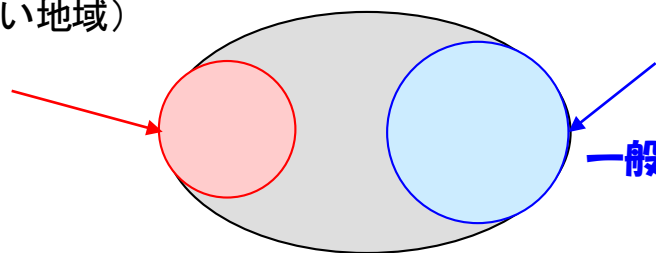
は、人手が不足する貨物運送事業の一助となるよう、救援タクシーに類する事業として、検討し得るのではないかと。

第25回会議の議論を踏まえた論点整理(三ヶ森タクシーの提案について)

現状

一般旅客運送事業者による地域住民の生活に必要な旅客運送を確保することが困難な地域
(営利事業が成り立たない地域)

自家用有償旅客運送



困難でない地域
(営利事業が成り立つ地域)

一般旅客運送事業 (タクシー)

- ・自家用有償旅客運送の実施主体は自治体、NPO等に限られている。
- ・ただし、タクシー事業者が委託を受けて運行管理を行い手数料を徴収することは認められている。

国土交通省の主張

- ・タクシー事業者が行う旅客運送に対しては、利用者は高い安全性や利用者保護を期待している。そのような中、タクシー事業者が自家用有償旅客運送を実施すると、利用者のそのような期待が損なわれ、安全性や利用者保護の観点から問題である。
- ・提案は、タクシー事業者として、自家用有償旅客運送を組み合わせることでコストカットを図ろうとするものであるが、上記の理由からタクシー事業者が実施できるのは、あくまでも、現状の安全・安心が確保されているタクシー事業者に限定されるべき。さもないと、安易なコストカットが進み、良質なタクシー事業が失われる。

更に確認を要する点

- ・事前申込の場合のみ利用を認めるのだから、利用者の期待・認識のずれは解消可能。肝要なことは安全確保措置の徹底。
 - －現在の自家用有償運送は、「必要な安全上の措置をとったうえで」認めている。タクシー事業者であれば、安全上の措置はより強固に取られるのではないか。
 - －現在の自家用有償運送においても、タクシー事業者が委託を受けて運行管理を行っており、自ら行うほうが、望ましい。
- ・提案は、タクシー事業者が、一般旅客運送事業とは区別して、自家用有償旅客運送を行うもの。タクシー事業者は「救援タクシー」や「NPO法人の運行管理の委託」等の活動も可能であり、狭義のタクシー事業以外の事業形態が認められない理由はないはず。(なお、現行制度上、自家用有償旅客事業が実施できるとされている農業協同組合は、営利活動が許されている。)
- ・繁忙期は自家用車を使った貨物運送が許されている。運転手不足が深刻ななか、旅客運送においても、オリンピック時のような需要増の対応が必要ではないか。